

秘	
指定	厚生労働省労働基準局長
印	無期限
平成 19 年 3 月 1 日から 平成 29 年 2 月 28 日まで	

基発第 0301003 号
平成 19 年 3 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働者派遣法（第 3 章第 4 節関係）に係る監督指導について」の
一部改正について

昭和 62 年 8 月 18 日付け基発第 494 号「労働者派遣法（第 3 章第 4 節）に係る監督指導について」については、就業形態の多様化が進展し派遣労働者が増加している中で、派遣労働者に係る労働基準関係法令違反がみられる状況から、派遣元事業場を通じた派遣労働者の法定労働条件の確保改善を一層促進するため、別表右欄を左欄のとおり改正し、平成 19 年 4 月 1 日から運用することとしたので、了知の上、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

改正後	現行
<p style="text-align: center;">基 発 第 4 9 4 号 昭和 62 年 8 月 18 日 改正 基 発 第 0401040 号 平成 16 年 4 月 1 日 ” 基 発 第 0301003 号 平成 19 年 3 月 1 日</p>	<p style="text-align: center;">基 発 第 4 9 4 号 昭和 62 年 8 月 18 日 改正 基 発 第 0401040 号 平成 16 年 4 月 1 日</p>
<p style="text-align: center;">都道府県労働局長 殿</p>	<p style="text-align: center;">都道府県労働局長 殿</p>
<p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局長</p>	<p style="text-align: center;">厚生労働省労働基準局長</p>
<p style="text-align: center;">労働者派遣法(第3章第4節関係)に係る監督指導について</p>	<p style="text-align: center;">労働者派遣法(第3章第4節関係)に係る監督指導について</p>
<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)については、平成16年3月1日から物の製造業務等への労働者派遣事業の拡大等が行われ、その後、就業形態の多様化が進展し派遣労働者が増加している中で、派遣労働者に係る労働基準関係法令(以下「法」という。)違反がみられる状況を踏まえ、今後における同法第3章第4節(労働基準法等の適用に関する特例等(以下「特例</p>	<p>労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)については、物の製造業務等への労働者派遣事業の拡大を主要内容とする同法の一部改正法が、平成15年6月13日に公布され、平成16年3月1日から施行されたことを踏まえ今後における同法第3章第4節(労働基準法等の適用に関する特例等(以下「特例等」という。))に係る監督指導については、下記によることとするので、</p>

等」という。))に係る監督指導については、下記によることとするので、遺憾なきを期されたい。

記

1 特例等に係る監督指導について

(1) 監督指導の実施について

ア

[Redacted]

イ

[Redacted]

ウ

[Redacted]

遺憾なきを期されたい。

記

1 特例等に係る監督指導について

(1) 監督指導の実施について

ア

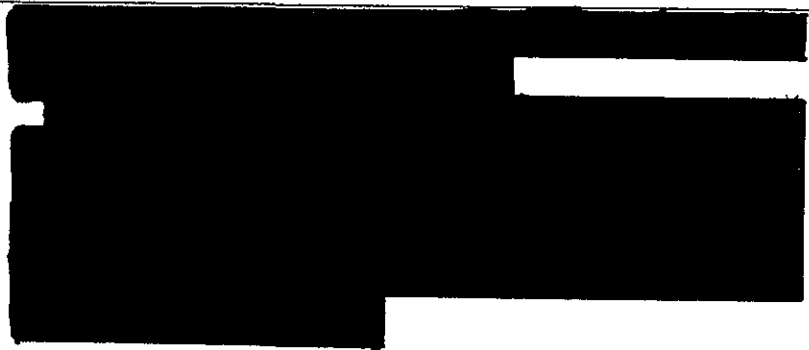
[Redacted]

イ

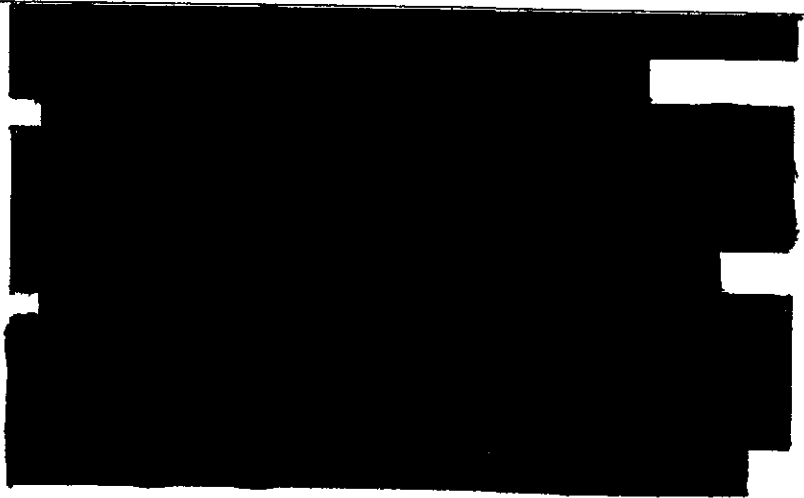
[Redacted]

ウ

[Redacted]



(以下、略)



(以下、略)